

平成31年度 帰国・外国人子供等教育の推進支援事業
 (Ⅱ 定住外国人の子供の就学促進事業)
 事業内容報告書の概要

都道府県・市区町村・協議会名【 東京都清瀬市 】

平成31年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制

【学校】

・子供の実態を把握し、安定的・継続的に就学することが困難と判断されるケースについて、教育委員会日本語指導員の配置を申請する。

【教育委員会】

・支援の必要な子供の実態を調査し、日本語の使用に困難を有する子供に対して、日本語指導員を派遣する。

日本語指導員体制

日本語指導員	指導可能言語等
1	中国語・台湾語
2	英語 中学校教諭一種・高等学校教諭一種 (S63 法改正前取得)
3	外国語を母国語とする 子供への日本語指導
4	英語・中国語・インドネシア語 日本語指導

2. 具体の取組内容

- ・日本語の使用に困難を有する帰国及び外国籍の子供に日本語指導員を配置し、学校内での授業・生活指導時に言語指導及び学習指導の補完を行った。
- ・学校外の家庭等において、対象子供の他、保護者等の理解及び行動等が必要な場合に、通訳等を含めた日本語指導を行った。
- ・子供1人につき、1日1回、1回当たり1時間程度とし、25回を限度として日本語指導をしたただし、必要と認めるときは回数を増やして対応し、合計866回の支援を行った。
- ・日本語指導員に対して年間3回、研修を実施した。
- ・市内で活動しているボランティアサークル「清瀬国際交流会」への参加を促し、8人の子供が同会主催の日本語教室へ参加するようになった。併せて保護者の参加も促した。

3. 成果と課題

- ・小学生17人、中学生8人の子供を受け入れ、日本語の技能を習得するとともに、日本語の使用に対する不安の解消に寄与した。
- ・子供とともに保護者に対しても日本語の指導を行い、学校だよりや各種支援制度の案内を読み記入する指導を行った結果、経済的な支援制度を利用できるようになり安定・継続した通学ができるようになった。また、医療機関によるケアが必要な状態（糖尿病）の子供とその保護者に対し、状況を説明することで適切に医療機関の受診を促すことができた。
- ・地域のボランティアサークルにつなげることで、日本語指導員による日本語指導だけでは日常生活に困難が生じるレベルの子供の日本語能力向上に寄与した。
- ・文化の違いを十分に理解したボランティアが携わるため打ち解けやすく、「日本語の使用を強制される。」という意識ではなく「日本語を使ってコミュニケーションする。」という意識のもと、日本語を学ぶことができた。

4. その他（今後の取組等）

- ・指導の回数には制限を設けているが、ほとんどの子供が制限内での指導では収まりきらず回数を増やして対応せざるを得なかった。
- ・学校外での指導は必然的に夕方以降になるため、日本語支援員の負担が大きかった。
- ・日本語支援員に生活指導も求めるケースが見受けられるなど、教員のすべきことと日本語支援員のすべきことの線引きが難しい面があった。
- ・より多くの日本語指導員の確保が必要である。

※ 枠は適宜広げること。（複数ページになっても差し支えない。） 成果物等があれば別途提出すること。